

福岡県公報

平成19年 9 月 19 日
第 2 7 2 9 号

目 次

告 示 (第1708号 - 第1728号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課)	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治 山 課)	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治 山 課)	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治 山 課)	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治 山 課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治 山 課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治 山 課)	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治 山 課)	5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課)	5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課)	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下 水 道 課)	6
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課)	6
土地改良区の役員の退任 (農地計画課)	7
土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課)	7
土地改良区の役員の退任 (農地計画課)	8
公 告	
競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター)	8
一般競争入札の実施 (地 方 課)	10
建設業の許可の取消し (建築指導課)	12
建設業の許可の取消し (建築指導課)	13
貸金業者の登録の取消し (経営金融課)	13
競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター)	14
一般競争入札の実施 (教育庁企画調整課)	15
公安委員会	
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部駐車対策課)	18
教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課)	18
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部駐車対策課)	20
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活安全総務課)	20
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活安全総務課)	21
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活安全総務課)	21
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課)	22
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課)	23
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課)	23
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課)	24
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課)	25

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課)25
 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課)26
 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課)26

告 示

福岡県告示第1708号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパーモリナガ津福店
- (2) 所在地 福岡県久留米市津福今町字戸島416番2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1709号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店

(2) 所在地 福岡県久留米市東合川五丁目1番3号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1710号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年7月27日農林水産省告示第1060号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに大野城市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1711号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年10月11日福岡県告示第1731号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1712号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年12月13日農林水産省告示第2001号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1713号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年3月13日農林水産省告示第332号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1714号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年5月13日農林水産省告示第605号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1715号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年12月13日福岡県告示第2163号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1716号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年12月11日福岡県告示第2132号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1717号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年6月11日農林水産省告示第894号（3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1718号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成5年11月2日農林水産省告示第1264号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1719号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年1月12日農林水産省告示第29号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1720号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マックスバリュ御笠川店

(2) 所在地 福岡県大野城市御笠川四丁目13番26号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ九州㈱ 代表取締役 坂野 邦雄 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号	マックスバリュ九州㈱ 代表取締役 坂野 邦雄 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 セガミメディックス㈱ 代表取締役 瀬上 修 大阪市中央区南船場二丁目7番30号

4 大規模小売店舗の所在地

変 更 前	変 更 後
福岡県大野城市御笠川四丁目13番1号	福岡県大野城市御笠川四丁目13番26号

福岡県告示第1721号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年8月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク不知火店

(2) 所在地 福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯	北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親

福岡県告示第1722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年4月福岡県告示第767号筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道（筑紫野市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

筑紫野市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年1月10日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年福岡県告示第767号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

筑紫野市大字立明寺の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1723号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字西牟田字鷲寺東4108 - 2、4108 - 4 から4108 - 6まで、4108 - 8、4108 - 29から4108 - 54まで、4111 - 1、4111 - 6 から4111 - 16まで及び4108 - 19（水路である市有地）の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市東町508番地の7

アット・ホーム株式会社 代表取締役 森永 正彦

福岡県告示第1724号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市蒲原字五反田851 - 1、859 - 1、860 - 1、861 - 1 及び862から864まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11

株式会社ヤマダ電機

福岡県告示第1725号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県管鹿毛馬地区土地改良(区画整理)事業変更計画書の写し	平成19年9月19日から 平成19年10月19日まで	飯塚市穎田支所

福岡県告示第1726号

筑紫野市牛島土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
柿原 嘉久	筑紫野市大字牛島432番地

福岡県告示第1727号

柳川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
藤木 安夫	柳川市有明町303番地51
堤 正友	" " 752番地1
関 眞喜雄	" " 1102番地22
中村 敏昭	" " 1037番地2
成清 政典	" " 1557番地1
江口 国男	" " 1177番地1
松藤 清治	" " 2280番地

矢ヶ部 武利	" 大浜町22番地
竹下 日出生	" " 345番地26
古賀 國雄	" " 313番地4
矢ヶ部 明	" " 657番地2
関 澄人	" " 934番地9
亀崎 敏彦	" " 934番地23
梅崎 環	" " 2028番地63
高口 美知次	" " 1816番地11
亀崎 英和	" " 1642番地44
山田 政美	" " 1108番地1
龍 利水	" 吉富町499番地12
松本源次	" 上宮永町915番地2
山田 辰己	" 矢留本町490番地
平川 廣一	" 佃町1820番地

2 退任監事

氏名	住所
山田 茂	柳川市有明町1056番地2
猿渡 昭光	" 大浜町2028番地15
山田 紀磨	" 下宮永町1016番地2

3 就任理事

氏名	住所
藤木 安夫	柳川市有明町303番地51
堤 正友	" " 752番地1
山田 正文	" " 99番地
中村 敏昭	" " 1037番地2
成清 政典	" " 1557番地1
江口 静雄	" " 1417番地1

松 藤 清 治	" "	2280番地
倉 本 勝 規	" "	大浜町15番地 1
竹 下 日 出 生	" "	345番地26
古 賀 國 雄	" "	313番地 4
矢 ヶ 部 明	" "	657番地 2
関 澄 人	" "	934番地 9
亀 崎 敏 彦	" "	934番地23
津 村 一 人	" "	1382番地 2
高 口 美 知 次	" "	1816番地11
亀 崎 英 和	" "	1642番地44
山 田 政 徳	" "	1025番地 1
山 田 政 美	" "	1108番地 1
山 田 辰 己	" "	矢留本町490番地
松 本 源 次	" "	上宮永町915番地 2
龍 利 水	" "	吉富町499番地12
平 川 廣 一	" "	佃町1820番地

4 就任監事

氏 名	住 所
山 田 茂	柳川市有明町1056番地 2
猿 渡 昭 光	" 大浜町2028番地15
山 田 紀 磨	" 下宮永町1016番地 2

福岡県告示第1728号

池田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年 9月19日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
井 土 芳 雄	宗像市池田1250番地

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年 9月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

住民基本台帳ネットワークシステムに係る県サーバ機器等の賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ただし、平成19年10月1日以降に申請を行うものについては、キを審査事項に加えるものとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ただし、平成19年10月1日以降に申請を行うものについては、タを提出書類に加えるものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属

する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒。ただし、平成19年10月1日以降に申請を行う場合は、290円切手を貼付すること。）

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付時期

この公告の日から平成19年10月19日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成19年9月28日までに申請を行ったものについては平成19年9月末日までとし、平成19年10月1日以降に申請を行ったものについては平成21年9月末日までとする。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 借入物品及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムに係る県サーバ機器及び関連機器 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書のとおり。

(3) 借入期間

平成20年2月10日から平成25年6月30日までの間

(4) 納入期限

平成20年2月9日(土)

(5) 納入場所

福岡県総務部地方課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成19年3月福岡県告示第711号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申

請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合には、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年10月29日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA, A
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(4) 過去3年間に国又は都道府県において以下の構成の納入を行った実績を有する者

・構成: クラスタ構成のサーバ機器

・OS: HP-UX 11iV 以上

・DBMS：ORACLE10g以上

なお、実績を証明する書類を提出すること。

(5) 納入を予定している物品が入札説明書等において示された仕様と適合していることについて、5の部局から確認を受けた者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部地方課

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3072

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年9月19日(水)から平成19年10月3日(水)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成19年9月21日(金)午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎401号会議室

(3) その他

出席者は1社につき3人までとする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年10月29日(月)午後5時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着。)で行う。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成19年10月30日(火)午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部会議室(南棟3階)

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られた場合にあつては、直ちにその場で、そのすべての同意が得られない場合又は郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行した事(2件以上)を証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提

供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行したこと（2件以上）を証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）、虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(4) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

17 Summary

(1) Nature of commodity

Hiring of Network System for the Basic Residential Resisters and Related Equipment

(2) Period of Implementation: From February 10th, 2008 until June 30, 2013

(3) Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Time-limit for tenders: October 29th 2007 5:00 p.m.

(5) A Contact point where tender documents are available: Municipal Administration Division, Department of General Affairs, Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan. Tel 092-643-3072

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年9月6日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
三喜建設株式会社	北九州市門司区吉志1-19-1	藤田 喜美子	平成15年8月20日 福岡県知事許可(特-15) 第28233号
有限会社英光海事	北九州市門司区吉志1-19-2	藤田 英男	平成16年1月14日 福岡県知事許可(般-15) 第98674号

3 処分の内容

(1) 三喜建設株式会社

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

(2) 有限会社英光海事

土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

(1) 三喜建設株式会社及び同社代表取締役は、同社の業務に関し、虚偽記載をした貸借対照表を県に提出したことから、平成19年7月13日に建設業法違反で略式起訴され、それぞれ罰金50万円の略式命令を受け、同年7月28日に確定した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

(2) 有限会社英光海事は、同社の業務に関し、虚偽記載をした貸借対照表を県に提出したことから、平成19年7月13日に建設業法違反で略式起訴され、罰金50万円の略式命令を受け、同年7月28日に確定した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年9月6日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社大翔	行橋市大字稲童902番地	二保 明美	平成17年6月16日 福岡県知事許可(特・般-17) 第7164号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業並びに管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社大翔は、同社の業務に関し、虚偽記載をした貸借対照表を県に提出したことから、平成19年7月9日に福岡地方裁判所小倉支部において、建設業法違反により罰金50万円の判決を受け、同年7月24日に刑が確定した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名(法人にあっては代表者の氏名)	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文

有限会社アクティヴライズ 孔 賢吉 (南郷 賢吉)	福岡市博多区博多駅前3丁目3-12 第6ダイヨシビル3F	福岡県知事 (2)第07584号 平成16年9月17日	平成19年8月26日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第38条第1項
サプライズ 上村 睦美	福岡市南区西長住2丁目34番7号 西長住コーポ101号	福岡県知事 (1)第08488号 平成19年4月16日	平成19年8月25日 登録取消処分	
ワイドアシスト 平田 伸明	福岡市早良区荒江2丁目8-14 フォンティーン荒江301	福岡県知事 (1)第08385号 平成18年4月17日	平成19年8月25日 登録取消処分	

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

教務支援システムに係る機器の調達

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又

は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ただし、平成19年10月1日以降に申請を行うものについては、キを審査事項に加えるものとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ただし、平成19年10月1日以降に申請を行うものについては、夕を提出書類に加えるものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒。ただし、平成19年10月1日以降に申請を行う場合は、290円切手を貼付すること。）

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付時期

この公告の日から平成19年10月5日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成19年9月28日までに申請を行ったものについては平成19年9月末日までとし、平成19年10月1日以降に申請を行ったものについては平成21年9月末日までとする。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

教務支援システムに係る機器 一式

機器の取付工事 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) リース期間

平成20年1月1日～平成24年12月31日まで（60ヶ月）

(4) 納入期限

今回の機器の調達については、教務支援システムに係る機器の調達であるため、機器納入後に、データの移行工事及び各機器の動作確認が必要である。そのため、納入時期については以下のとおりとする。

サーバ、負荷分散装置 平成19年11月2日(金)までに設置工事まで完了すること。

その他の機器 平成19年12月10日(月)までに設置工事まで完了すること。

(5) 納入場所

豊前市大字吉木475

福岡県立青豊高等学校 ほか5校

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の③の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年10月18日(木)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種品目が「サービス業種その他(リース

・レンタル)で登録されている者のうち「AA」の等級に格付されている者

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、平成19年10月11日(木)までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

教育庁教育企画部企画調整課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3883(ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年9月19日(水)から平成19年10月1日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
教育庁教育企画部企画調整課

(2) 受領期限

平成19年10月18日（木）午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県教育庁第 1 会議室

(2) 日時

平成19年10月19日（金）午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（の税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Contract matter
System equipment complete set
Setting construction
- (2) Time Limit of Tender
5:00 P M on October 18, 2007
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,
Education Planning Department, Education Bureau, Fukuoka Prefectural of fice,
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3883

公安委員会

福岡県公安委員会規則第17号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第12号の4中「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2第1項第3号」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第312号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査（大型二種、中型二種、普通二種免許及び大型、中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成19年10月18日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成19年10月19日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成19年10月22日（月曜日） " 10月23日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番地21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写した

もの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	13,300円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	15,650円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	12,150円	
特定第一種	9,500円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年10月10日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時30分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年10月10日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれ

かに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811 - 1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型免許、中型免許に係る額	普通免許に係る額	特定第一種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円

6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円
備考			
1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては9,200円、「普通」を受けようとする者にあつては6,350円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては3,750円を減ずるものとする。			
2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては3,050円、「普通」を受けようとする者にあつては2,600円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては2,550円を減ずるものとする。			
3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては14,900円、「普通」を受けようとする者にあつては11,400円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては8,700円を減ずるものとする。			

福岡県公安委員会告示第320号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県道路交通法施行細則の制定（一部改正）を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、「道路交通法の一部を改正する法律」（平成19年法律第90号）の施行に伴い所要の規定の整備を行うものであるが、改正の内容が罰則規定の条項移動によるものだけで、条文の内容変更を伴わないものであり、行手条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

平成19年9月19日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第322号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第1号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定める申請に係る審査基準の制定及び一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

(1) 審査基準の制定にかかる意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の制定については、法及び規則の一部改正に伴うものであるが、これらの改正された法令は既に施行され、申請もなされている現状にあることから、公益上、早急に制定及び公表する必要があり、行手条例第37条第4項第1号に該当するので、意見公募手続を実施しなかったものである。

申請種別	根拠条項
合計証明書の交付	法第23条第4項
合格証明書の書換え	法第23条第5項において準用する法第22条第5項
合格証明書の再交付	法第23条第5項において準用する法第22条第6項
警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付	規則第7条第2項
機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付	規則第12条第2項

(2) 審査基準の改正にかかる意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の改正については、法、規則及び福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号。以下「組織規則」という。）の一部改正に伴うものであるが、これら改正された法令等は、既に施行され、申請もなされている現状にあることから、公益上、早急に改正及び公表する必要が

あり、行手条例第37条第4項第1号に該当すること、並びに法及び規則の改正による条、項及び号の整理、組織規則の一部改正に伴う申請先の変更等、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

申請種別	根拠条項
警備業の認定	法第4条
認定証の再交付	法第5条第5項
認定証の有効期間の更新	法第7条第1項
認定証の書換え	法第11条第3項
警備員指導教育責任者資格者証の交付	法第22条第2項
警備員指導教育責任者資格者証の書換え	法第22条第5項
警備員指導教育責任者資格者証の再交付	法第22条第6項
機械警備業務管理者資格者証の交付	法第42条第2項
機械警備業務管理者資格者証の書換え	法第42条第3項において準用する法第22条第5項
機械警備業務管理者資格者証の再交付	法第42条第3項において準用する法第22条第6項

2 審査基準制定及び改正の日

平成19年9月6日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課及び生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第323号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第1号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「規則」という。）に定める申請に係る審査基準を制定したので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の制定については、規則の新規制定に伴うものであるが、同規則は既に施行され、申請もなされている現状にあることから、公益上、早急に制定及び公表する必要があるとあり、行手条例第37条第4項第1号に該当するので、意見公募手続を実施しなかったものである。

申請種別	根拠条項
探偵業届出証明書の再交付	規則第23条第4項

2 審査基準制定の日

平成19年9月6日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課及び生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第324号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に定める申請に係る審査基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の改正については、福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号。以下「組織規則」という。）の一部改正に伴い、問い合わせ先が変更されたもので、この改正に伴い当然必要とされる規定の整

理であり、行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

申 請 種 別	根 拠 条 項
防犯登録を行う者の指定	法第12条第3項、同法附則第3条

2 審査基準改正の日

平成19年9月6日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課及び生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第325号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第1号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定める申請について、審査基準の制定及び一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

(1) 審査基準の制定にかかる意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の制定については、法及び規則の一部改正に伴うものであるが、これらの改正された法令は既に施行され、申請もなされている現状にあることから、公益上、早急に制定及び公表する必要があり、行手条例第37条第4項第1号に該当するので、意見公募手続を実施しなかったものである。

申 請 種 別	根 拠 条 項
店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	規則第44条

無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	規則第54条第2項において準用する第44条
映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	規則第60条第2項において準用する第44条
店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	規則第65条第2項において準用する第44条
無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	規則第71条第2項において準用する第44条

(2) 審査基準の改正にかかる意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の改正については、法、規則及び福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号。以下「組織規則」という。）の一部改正に伴うものであるが、これら改正された法令等は、既に施行され、申請もなされている現状にあることから、公益上、早急に改正及び公表する必要があり、行手条例第37条第4項第1号に該当すること並びに法及び規則の改正による条、項及び号の整理、組織規則の一部改正に伴う申請先の変更等、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

申 請 種 別	根 拠 条 項
風俗営業の許可（第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）	法第3条第1項
風俗営業の許可（第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）	法第3条第1項
許可証の再交付	法第5条第4項
風俗営業の相続の承認	法第7条第1項
相続の承認による許可証の書換え	法第7条第5項
風俗営業者たる法人の合併の承認	法第7条の2第1項
法人の合併による許可証の書換え	法第7条の2第3項において準用する第7条第5項
風俗営業者たる法人の分割の承認	法第7条の3第1項
法人の分割による許可証の書換え	法第7条の3第3項において準用する第7条第5項

営業所の構造又は設備の変更の承認	法第9条第1項
許可証の書換え	法第9条第4項
特例風俗営業者の認定	法第10条の2第1項
認定書の再交付	法第10条の2第5項
遊技機の増設、交替その他の変更の承認	法第20条第10項において準用する第9条第1項

2 審査基準制定及び改正の日

平成19年9月6日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課及び生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第326号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）に定める申請について、審査基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の改正については、福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部改正に伴うものであるが、この改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

申請種別	根拠条項
質屋の許可	法第2条第1項
営業所の移転の許可	法第4条第1項

管理者の新設又は変更の許可	法第4条第1項
許可証の書換え（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）	法第8条第2項
許可証の再交付	法第8条第4項
質契約の終了行為者の承認	法第28条第3項第1号
質契約の終了行為を行う場所の承認	法第28条第5項

2 審査基準改正の日

平成19年9月6日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課及び生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第327号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第1号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）に定める申請について、審査基準の制定及び一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

(1) 審査基準の制定にかかる意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の制定については、法及び規則の一部改正に伴うものであるが、この改正された法及び規則は既に施行され、申請もなされている現状にあることから、公益上、早急に制定及び公表する必要があり、行手条例第37条第4項第1号に該当するので、意見公募手続を実施しなかったものである。

申請種別	根拠条項
------	------

古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定	法第21条の5第1項又は第21条の6第1項
盗品等売買防止団体の承認	規則第23条

(2) 審査基準の改正にかかる意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の改正については、福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部改正に伴うものであるが、この改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

申請種別	根拠条項
古物商の許可	法第3条第1項
古物市場主の許可	法第3条第2項
許可証の再交付	法第5条第4項
許可証の書換え	法第7条第4項
行商従業者証及び標識の様式の承認	規則第12条第1項

2 審査基準制定及び改正の日

平成19年9月6日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課及び生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第328号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第1号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）に定める申請について、審査基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 審査基準の改正にかかる意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の改正については、法、令及び福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号。以下「組織規則」という。）の一部改正に伴うものであるが、これら改正された法令等は、既に施行され、申請もなされている現状にあることから、公益上、早急に改正及び公表する必要があり、これが行手条例第37条第4項第1号に該当すること、並びに法令等の一部改正による条項の整理、組織規則の一部改正に伴う申請先の変更等、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、これが行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

申請種別	根拠条項
銃砲又は刀剣類の所持の許可	法第4条第1項
許可に係る銃砲等の確認	法第4条の3第1項
講習修了証明書の書換え又は再交付	法第5条の3第3項
技能検定合格証明書の書換え又は再交付	法第5条の4第3項
国際競技に参加する外国人に対する所持許可	法第6条第1項
許可証の書換え又は再交付	法第7条第2項
猟銃又は空気銃の許可の更新	法第7条の3第1項
指定射撃場の指定	法第9条の2第1項
射撃指導員の指定	法第9条の3第1項
教習射撃場の指定	法第9条の4第1項
射撃教習を受ける資格の認定	法第9条の5第2項
教習資格認定証の書換え又は再交付	法第9条の5第4項
練習射撃場の指定	法第9条の9第1項
射撃練習を行う資格の認定	法第9条の10第2項
練習資格認定証の書換え又は再交付	法第9条の10第3項
国際競技の参加外国人の所持許可期間の延長	令第6条第2項

2 審査基準改正の日

平成19年9月6日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課及び生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第329号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第1号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）に定める申請について、審査基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 審査基準の改正にかかる意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の改正については、法及び福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号。以下「組織規則」という。）の一部改正に伴うものであるが、これら改正された法令等は、既に施行され、申請もなされている現状にあることから、公益上、早急に改正及び公表する必要があり、これが行手条例第37条第4項第1号に該当すること、並びに法令等の一部改正による条項の整理、組織規則の一部改正に伴う申請先の変更等、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理があり、これが行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

申請種別	根拠条項
猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可	法第17条第1項
譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	法第17条第8項
運搬証明書の再交付	法第19条第4項
猟銃用火薬類等の輸入の許可	法第24条第1項
猟銃用火薬類等の消費の許可	法第25条第1項

2 審査基準改正の日

平成19年9月6日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課及び生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第330号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第1号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に定める申請について、審査基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月19日

福岡県公安委員会

1 審査基準の改正にかかる意見公募手続を実施しなかった理由

次の表に掲げる申請の審査基準の改正については、法及び福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号。以下「組織規則」という。）の一部改正に伴うものであるが、これら改正された法令等は、既に施行されている現状にあることから、公益上、早急に改正及び公表する必要があり、これが行手条例第37条第4項第1号に該当すること、並びに法令等の一部改正による条項の整理、組織規則の一部改正に伴う申請先の変更等、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

申請種別	根拠条項
運搬証明書の書換え	法第59条第9項
運搬証明書の再交付	法第59条第10項

2 審査基準改正の日

